

岩手県告示第339号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった

。

平成31年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町及び九戸郡野田村
- 2 基本測量を実施する期間 平成31年4月11日から平成32年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）